

新宿区における障害者就労施設等からの物品等の調達方針

障害者が自立した生活を送るためには、障害者就労施設等から物品及び役務(以下「物品等」という。)を優先的に調達することにより、障害者が利用する就労施設等において従事する仕事を確保するための仕組みを整える必要があります。

このため、新宿区(以下「区」という。)は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律(平成 24 年法律第 50 号。以下「障害者優先調達推進法」という。)第 9 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、下記のとおり、区における障害者就労施設等からの物品等の調達方針(以下「本方針」という。)を定めることとします。

記

第 1 適用範囲

本方針は、区の全ての組織及び事業所(区の職員が所在するものに限る。)において締結する物品等の調達に係る契約に適用します。

第 2 対象とする物品等

本方針の対象とする物品等は、概ね下記 1 及び 2 のとおりとします。なお、下記に記載のない物品等であっても、障害者就労施設等が受注可能なものであれば対象とします。

1 物品

事務用品・書籍、食品・食料品・飲料、小物雑貨その他の物品

2 役務

印刷、クリーニング、清掃、施設管理、情報処理、テープ反訳、飲食店等の運営その他の役務

第 3 対象とする障害者就労施設等

本方針の対象とする障害者就労施設等は、障害者優先調達推進法第 2 条第 2 項から第 4 項までに規定する次の施設等とします。

1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)に規定する次に掲げる施設

(1) 障害者支援施設

(2) 地域活動支援センター

(3) 障害福祉サービス事業(生活介護、就労移行支援及び就労継続支援を行う事業に限る。)を行う施設

2 障害者の地域における作業活動の場として障害者基本法(昭和 45 年法律第 84 号)第 18 条第 3 項の規定により必要な費用の助成を受けている施設(小規模作業所)

3 障害者優先調達推進法施行令(平成 25 年政令第 22 号)第 1 条第 1 号に

規定する事業所（特例子会社）及び同条第 2 号に規定する事業所（重度障害者多数雇用事業所）

- 4 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）第 74 条の 2 第 3 項第 1 号に規定する在宅就業障害者及び同法第 74 条の 3 第 1 項に規定する在宅就業支援団体

第 4 物品等の調達目標

予算の適正な執行並びに物品等の調達に係る契約における経済性、公正性及び競争性に留意しつつ、本方針の目的に従い、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に努めることとし、別途毎年度における区の物品等の調達に係る具体的目標額を定めます。

第 5 物品等の調達の推進方法

下記の 1 から 5 までの方法により、優先的に障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に努めます。

1 調達の推進に必要な情報の収集及び提供

障害者就労施設等が提供可能な物品等の種類、内容など、その調達の推進のために必要な情報の収集に努め、情報提供を行います。また、物品等の調達に当たっては、これらの情報を積極的に活用します。

2 障害者就労施設等の受注機会の拡大に向けた取組

- (1) 物品等の調達に当たっては、障害者就労施設等への優先的な発注について検討し、その促進に努めます。
- (2) 障害者就労施設等が受注可能となるよう、履行期間や発注量について考慮するとともに、分割分離発注を行う等、発注方法を考慮します。

3 共同受注センターを活用した受注機会の拡大

単独の施設では、受注が困難でも、共同で受注し、複数の施設が協力することにより、幅広い受注が可能になるため、区が設置した勤労者・仕事支援センターの共同受注センターを活用し、同センターが共同受注した物品等を各障害者就労施設に振り分け、効率的な受注機能を担っていきます。

4 随意契約による優先調達

他の政策目的に基づく物品等の調達との調整に留意しつつ、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 3 号の規定による随意契約を活用し、障害者就労施設等から優先的に物品等を調達するよう努めます。

5 区立指定管理施設等に対する優先調達の協力要請

区立施設の指定管理者や区の外郭団体等に対して、本方針に沿った物品等の調達を行うよう協力を求めています。

第 6 物品等の調達実績の公表

区における物品等の調達の実績については、毎年度終了後にとりまとめ、遅滞なく区ホームページ等で公表します。

第 7 本方針の施行期日

平成 26 年 2 月 7 日